

# 「悪質商法」の被害に遭わないために！！

皆さんもテレビや新聞などで、株や事業投資などの金融商品による詐欺被害や、甘い言葉で高額な商品売りつける悪質商法被害のニュースを目にしていることと思いますが、ここでは被害に遭わないよう犯罪の特徴や手口について説明します。

株取引や投資について不慣れな高齢者や若者が、悪質な業者から言葉巧みに勧誘され、被害に遭うケースが多くみられます。

被害に気づくまで犯人の言葉を信じて何度もお金を支払ってしまい、被害額が大きくなることも特徴の一つです。

詐欺の手口は、投資会社などを名乗る者が突然電話をかけてきて、

**「将来有望な会社の株を購入しませんか。必ず儲かりますよ。」**

などと、架空の株取引を勧誘したり、存在しない事業への投資などを持ちかけたりするものが増えてきています。

悪質商法では、

**「話を聞いただけで粗品を無料で差し上げます。」**

と誘われ、気軽な気持ちで会場に行ってみると、契約するまで帰してもらえないなど、強引な勧誘で断れなくなり、高額な商品を買ってしまうといったケースのもの目立っています。



このような被害に遭わないためのポイントは、次のとおりです。

## 悪質商法の被害にあわないためのポイント

～ キーワードは、「悪質業者は、う・そ・つ・き！」～

う

**うまい話を信用しない！**

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

そ

**そうだんする！**

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

つ

**つられて返事をしない！すぐに契約しない！**

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます

き

**きっぱり！ はっきり！ 断る！**

あいまいな返事をせず、キツパリ！ハッキリ！断る！



株取引などにはリスクが付きもので、「必ず儲かる」という、うまい話はありません。甘い言葉の裏には落とし穴がありますので、少しでも「怪しい」と思ったら、迷わず警察に通報して下さい。

福島県警察本部